

(仮称) 港区障害者の多様な意思疎通及び言語としての手話に関する条例の制定に向けて

## 1 条例制定のねらい

区は、平成 28 年の差別解消法施行を契機に、代理電話サービス等のこのような障害者福祉施策の取組を推進してきました。一方、障害には様々な特性があり、また、手話をはじめとする意思疎通のための手段や配慮も個々の状況によって異なることから、区民や事業者の間に障害者への配慮手段や障害種別ごとの対応方法など十分には、浸透していないことが障害者にとって不便や不安を感じる障壁となり、日常生活における課題となっています。

このような、障害者にとっての障壁の解消には、行政のみならず、区民や事業者の協力が必要であり、社会全体で障害者の権利を擁護していくことが不可欠です。

区民や事業者など、地域のすべての人々が共生社会の担い手となり、障害特性に応じた円滑な意思疎通の促進や言語としての手話の普及を図り、障害のある人もない人も、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

## 2 条例案の骨子

条例案骨子の項目は以下のとおりです。

1. 基本理念
  - 1) 基本的人権の尊重
  - 2) 多様な障害特性に応じた意思疎通
  - 3) 言語としての手話の普及
2. 区の責務（区の責務を定めます。）
3. 区民・事業者の役割（区民・事業者の役割を定めます。）
4. 施策の基本方針（施策推進に当たっての基本的考え方を定めます。）
5. 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進  
学習機会の提供、情報の発信等、意思疎通支援者の育成及び確保
6. 言語としての手話の普及  
学習機会の提供、情報の発信等、手話通訳者の育成及び確保
7. 職員に対する研修
8. 環境整備等に関する事項（災害対応の強化など）
9. その他（実施計画の進捗管理など）